（所掌事務）

第二十二条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の案の作成及び基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

二　基本方針に基づく施策の実施状況の総合的な検証に関すること。

三　関係行政機関が基本方針に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

四　副首都整備方針の作成及び副首都整備方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　本部は、基本方針の案を作成しようとするときは、必要に応じて、都道府県、市町村及び学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

3　本部は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して、基本方針の案を作成しなければならない。

4　前二項の規定は、基本方針の変更の案の作成について準用する。

（組織）

第二十三条　本部は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員をもって組織する。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長）

第二十四条　本部の長は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長）

第二十五条　本部に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員）

第二十六条　本部に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十七条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第二十八条　本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

（主任の大臣）

第二十九条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（次条及び附則第三条第一項において「施行日」という。）から施行する。

（基本方針の策定時期）

第二条　基本方針は、施行日から一年以内に定めるものとする。

（集中的な推進等）

第三条　政府は、施行日から令和十三年三月三十一日までの間（次項において「集中推進期間」という。）、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を集中的に推進するものとする。

2　政府は、集中推進期間が経過した場合において、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策について、集中推進期間におけるその実施状況の検証を行い、その結果を国会に報告するとともに、引き続き講じようとする副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に十分に反映させなければならない。

（国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方についての検討等）

第四条　国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方については、この法律の趣旨及び内容、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、国会及び裁判所において、それぞれ検討が行われるものとする。

2　政府は、前項の規定による検討の結果を基本方針に適切に反映させるものとする。

（本部についての検討）

第五条　本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の七の次に次の一号を加える。

三の八　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正）

第七条　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「手続」の下に「、特別区を設ける道府県の名称を変更するための手続」を加える。

第二条第三項中「第十二条及び第十三条」を「第十三条及び第十四条」に改める。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「同一道府県」の下に「（第十一条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例）」を付する。

第十一条第一項中「一の道府県」の下に「（前条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（特別区包括副首都の名称変更の特例）

第十一条　地方自治法第三条第二項の規定にかかわらず、特別区を包括する道府県であって副首都（国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第二条第四項に規定する副首都をいう。）であるもの（以下この条において「特別区包括副首都」という。）の名称の変更（道府県を都とする変更に限る。）は、当該特別区包括副首都の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

2　前項の申請については、特別区包括副首都の議会の議決を経なければならない。

3　第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

4　第一項の規定による処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。